

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準(令和 7 年 10 月)新旧対照表

改正後	現行
令和7年10月1日 【制定 平成29年3月29日】 【一部改訂 令和6年10月1日】 【最終改訂 令和7年10月1日】 農林水産部 農地農村整備課長 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準 沖縄県農林水産部が発注する土木工事においては、離島等において労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定され、不調・不落の発生の要因になるおそれがあることから、労働者確保のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、現場労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について、受注者の支出実績を踏まえて設計変更により対応する試行工事の運用基準を定めるものである。 なお、この場合の「労働者」とは、建設工事現場等で現場作業に従事する者であって、土地改良事業等請負工事積算基準の労務者のことをいう。 1. 試行工事の範囲① [略] ② 令和 7 年 10 月 1 日以降予算執行伺いを決裁する工事。 1. 試行工事の範囲③～4. 積算について①② [略]	平成 29 年 3 月 28 日 [追加] // // 沖縄県 農林水産部 [追加] 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準 沖縄県農林水産部が発注する土木工事においては、離島等において労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定され、不調・不落の発生の要因になるおそれがあることから、労働者確保のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、現場労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について、受注者の支出実績を踏まえて設計変更により対応する試行工事の運用基準を定めるものである。 [追加] 1. 試行工事の範囲～4. 積算について① [略] ② 平成 29 年 4 月 1 日以降予算執行伺いを決裁する工事。 1. 試行工事の範囲③～4. 積算について①② [略]

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準(令和 7 年 10 月)新旧対照表

改正後	現行
5. 実績変更対象費について ① 対象 ア 実績変更対象費の対象は、「労働者(※1)」とする。(「社員等従業員(※2)」は対象外) (※1) 労働者とは、 ・ [略] ・ なお、この場合の「労働者」とは、建設工事現場等で現場作業に従事する者であって、土地改良事業等請負工事積算基準の労務者のことをいう。 ②～⑦ [略] 附 則 (令和 7 年 10 月 1 日南事第 1585 号) この運用基準は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。	5. 実績変更対象費について ① 対象 ア 実績変更対象費の対象は、「労働者(※1)」とする。(「社員等従業員(※2)」は対象外) (※1) 労働者とは、 ・ [略] ・ [追加] ②～⑦ [略] 附 則 (平成 29 年 3 月 28 日農計第 1965 号) この運用基準は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。